

入札要領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書【200号物件については、国有財産及び福井県有財産売払公示書】及び本要領を熟読するほか、入札案内書の内容を十分に理解した上で入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状及び委任者の印鑑証明書を提出してください。

第4条 入札者は、北陸財務局から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用封筒に入れた上で封をし、その他の入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間（令和7年10月23日（木）午前8時30分から令和7年11月7日（金）午後5時15分まで（必着））に北陸財務局管財部（国有財産売却担当）あて、簡易書留郵便による郵送又は持参によって提出しなければなりません。

2 入札関係書類とは以下のものをいいます。

- (1) 入札書を入れて封をした入札書提出用封筒
- (2) 入札保証金提出書
- (3) 保管金受入手続添付書を貼付した入札保証金振込証明書
- (4) 役員一覧（法人による入札の場合のみ必要）
- (5) 委任状及び委任者の印鑑証明書（代理人による入札の場合のみ必要）

3 入札締切日までに到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付してください。

第5条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を、北陸財務局から交付を受けた入札保証金振込依頼書を用いて、北陸財務局の預金口座（北陸銀行金沢支店 当座：5121090）に振り込んでください。

2 1通の入札保証金振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

3 保管金受入手続添付書（入札保証金振込依頼書の2枚目）、入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書には、必ず入札書に記載されている物件番号を記載してください。

4 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更（入札保証金の追加納付を除く。）はできません。

第6条 入札書の記載に当たっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないように記入してください。

2 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した金融機関（一部金融機関を除く。）の預貯金等口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還口座欄に金融機関名、預金の種類、口座番号、口座名義人氏名を正確に記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。ただし、競争参加資格について警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合で、落札決定を留保する場合に限っては、開札後、「入札辞退届」を提出することができます。この場合、当該入札は無効とします。

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- (2) 入札書に、入札者の住所、氏名の記入のないもの、若しくは不明瞭なもの
- (3) 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入のないもの、若しくは不明瞭なもの
- (4) 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- (5) 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
- (6) 第4条に規定する入札保証金提出書の提出のないもの

- (7) 第4条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの、若しくは保管金受入手続添付書の貼付がないもの
- (8) 個人により入札する場合、入札保証金提出書に生年月日の記入がないもの
- (9) 法人により入札する場合、第4条に規定する役員一覧の提出のないもの
- (10) 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの
- (11) 最低売却価格に達しない入札をしたもの
- (12) 入札金額の100分の5以上の入札保証金の納付がない入札をしたもの
- (13) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条【200号物件にあっては国有財産法第16条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4】の規定に該当する者が入札したもの（予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条、地方自治法第238条の3第1項及び地方自治法施行令第167条の4は別紙参照）
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの（暴対法第2条第2号等は別紙参照）
- なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。落札者（購入者）は、落札後（購入後）においても、暴力団及び警察当局から排除要請がある者であってはなりません。
- ① 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
（注） 「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良なる風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
- ② 次のいずれかに該当するとき
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ③ ①～②の依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- (15) 第4条に規定する受付期限後に入札したもの
- (16) 開札後、「入札辞退届」を提出したもの（競争参加資格について警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合で、落札決定を留保する場合に限る。）
- (17) 入札関係書類等に虚偽の記載等があるもの
- (18) その他入札執行官等において入札関係書類を不完全と認めたもの

第9条 開札は、国有財産売払公示書（200号物件については、国有財産及び福井県有財産売払公示書）において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。なお、入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入場に際し、「入札保証金振込依頼書の本人控」の提示を求める等により本人確認を行います。

第 1 0 条 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第 8 条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者がくじを引きます。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第 1 1 条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、開札後、速やかに北陸財務局のホームページに入札の実施結果に係る次に掲げる情報を公表します。

所在地、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。第 1 8 条第 1 項において同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積。第 1 8 条第 1 項において同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

第 1 2 条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和 2 4 年法律第 2 2 8 号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和 5 5 年政令第 2 6 0 号）第 1 1 条第 3 項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第 1 3 条 入札保証金は、落札者を除き、第 6 条第 2 項に規定する方法により速やかにこれを還付します。ただし、落札決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件における入札参加者の入札保証金については、「入札辞退届」を提出する者を除き、還付を留保します。

なお、落札者の入札保証金は、第 1 6 条に定める売買代金及び契約保証金に充当できます。ただし、2 0 0 号物件のうち、福井県有財産分については、入札保証金を売買代金に充当できません。

第 1 4 条 落札者が令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）【2 0 0 号物件のうち、福井県有財産分については、令和 7 年 1 2 月 5 日（金）】まで（農地法上の手続きを要する物件や、落札決定を留保した場合には、契約期限を別に定めます。）に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第 1 5 条 2 0 0 号物件に係る売買代金については、国有財産分は落札額の 3, 490, 000 分の 3, 001, 860、福井県有財産分は落札額の 3, 490, 000 分の 488, 140 とし、円未満の端数が生じる場合には、国において調整します。

第 1 6 条 落札者は、契約を締結しようとするとき、以下のいずれかの方法により、売買代金の全額又は契約保証金を納付しなければなりません。ただし、2 0 0 号物件のうち、福井県有財産分については、いずれも福井県が発行する納入通知書に基づく納付に限られます。

(1) 売買代金全額を現金又は銀行振出小切手で納付する。

(2) 契約保証金として契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上（円未満切上）に相当する金額を、現金の持参、又は北陸財務局の指定する預金口座（入札保証金を納付する口座とは別の口座）へ振り込む方法により納付する。

第 1 7 条 前条第 2 号の契約保証金は、売買代金に充当します。ただし、2 0 0 号物件のうち、福井県有財産分については、契約保証金を売買代金に充当できないため、売買代金全額の納付を確認後、落札者が指定した金融機関の預金等口座へ振り込む方法により還付します。なお、3 月中の契約は契約保証金を売買代金に充当することができないため、契約保

証金は売買代金全額の納付が確認された後に第6条第2項に規定する方法と同様の方法により還付します。

第18条 落札者との売買契約締結後、速やかに、その契約内容に係る次に掲げる情報を北陸財務局のホームページに公表します。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

2 第11条及び前項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第19条 本要領に定めない事項は全て会計法規の定めるところによって処理します。

以上

(別紙)

○予算決算及び会計令（抄）

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○国有財産法（抄）

(職員の行為の制限)

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○地方自治法（抄）

(職員の行為の制限)

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

○地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。